

平川市まちづくり支援事業について

平川市が掲げる将来像の実現に向け、**SDGs（持続可能な開発目標）を原動力とした持続可能なまちづくりの推進**と**市民参画によるまちづくりの促進**を図るため、地域住民が「自ら考え、自ら実践する」まちづくり活動を支援します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(出典：国際連合広報センター)

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、経済、社会および環境の三側面を調和させる統合的取組として17のゴール、169のターゲットから構成されています。

申請できる方

次の要件をすべて満たしている団体とします。

- (1) 構成員が3名以上で、平川市民を含んでいること
 - (2) 平川市内にて活動している、または平川市で実施する事業についての実行委員会を組織していること
 - (3) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）を有していること
 - (4) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていないこと
 - (5) 団体及び平川市民の構成員に市税の滞納がないこと
- (注) 市内各町会、市の他の助成制度を活用している団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する者が所属する団体は申請できません。

対象となる事業

地域の活性化に向けて自ら企画立案し実践する事業で、次の要件をすべて満たす事業とします。

- (1) 平川市民が誰でも参加できる事業
- (2) 申請者または平川市民の労力提供等により実施される事業
- (3) 年度内に完了する事業

※地域において恒例となっている事業など、対象とならない事業があります。詳しくはお問合せください。

補助対象経費

事業を実施する際に直接必要となる経費。 ※詳しくは要綱をご確認ください。

※参加費、協賛金、その他事業収入がある場合は、事業の総支出額からその他事業収入を差し引いた額を補助対象経費とします。

補助金の額

補助対象経費に事業の交付経歴に応じた補助率を乗じて得られた額(千円未満切捨て)
または 30万円
のいずれか低い額。

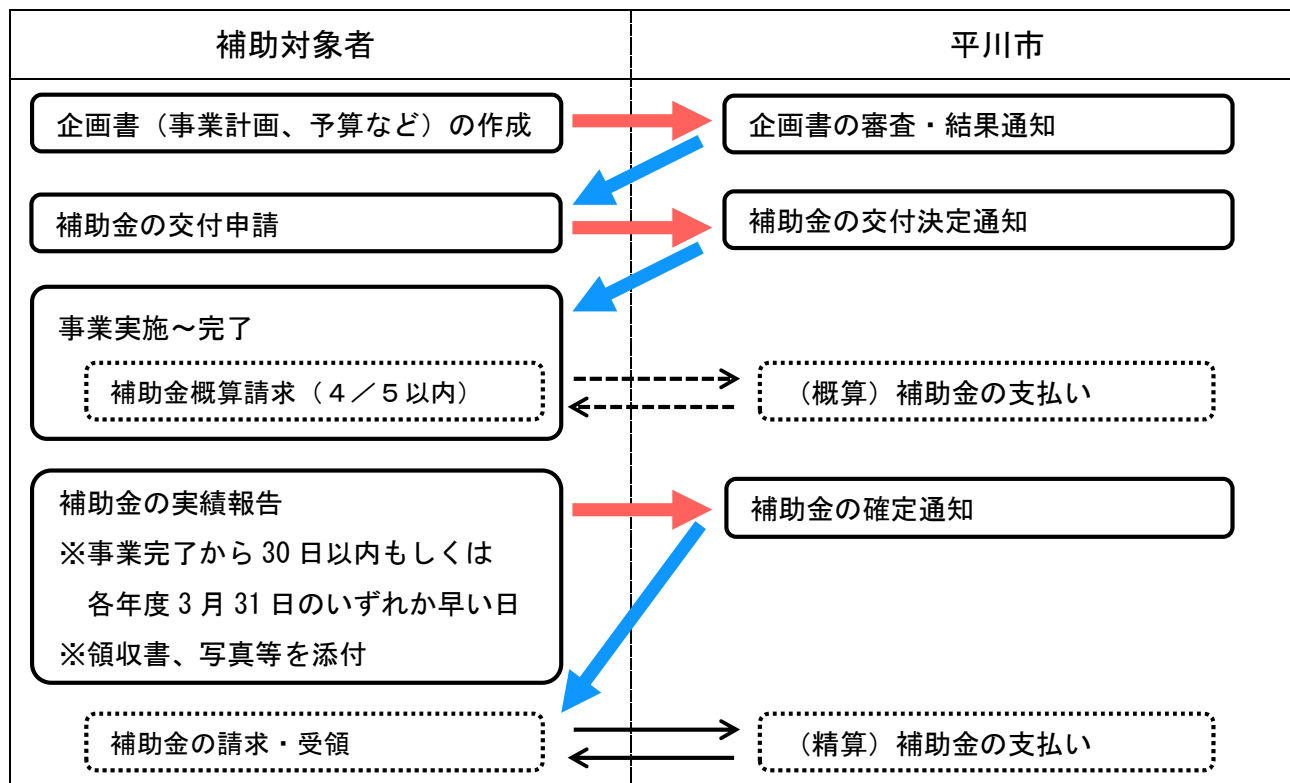
事業の交付経歴	補助率	補助限度額
1回目	9 / 10	30万円
2回目	7 / 10	
3回目以降	5 / 10	

企画書について

補助金の交付を受けるためには、以下の書類(企画書等)を作成、担当課・関係課において認定される必要があります。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 事業企画書 | (2) 年間活動計画 |
| (3) 予算書 | (4) 会員名簿 |
| (5) 申請内容の公開に関する同意書 | (6) 市税に係る納税証明書 |
| (7) 規約または会則等 | (8) その他事業に応じて必要な書類 |

事業完了までの大まかな流れ



《 受付・問合せについて 》

平川市役所本庁舎3階 21番窓口 経営戦略課市民協働係

TEL 0172-44-1111 (内線 1533)

※ご不明な点はお気軽にご相談ください